

令和4年度 国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるよう、加入者が保険税を負担しあい、互いに支えあう制度です。加入者の皆さんには、制度に対するご理解ご協力をお願いします。

☎市民環境課 TEL22-6827

☎9922

■令和4年度の国民健康保険税について

1. 保険税率(本税)は令和3年度と変更ありません

安定した国保事業の運営や税負担の公平性を保つため、令和6年度まで2年ごとに保険税の見直しを行います。令和4年度は令和3年度と同率です。ただし、令和4年度から地方税法の一部改正により賦課限度額を変更します。変更後の賦課限度額は次の表のとおりです。

一世帯における各年度の保険税は次のA～Cの項目ごとに分けて計算した後、合算した額となります。

	所得割	均等割(個人毎)	平等割(世帯毎)	賦課限度額
A 医療給付費分	6.48%	26,500円	24,100円	65万円
B 後期高齢者支援金分	1.81%	7,800円	7,100円	20万円
C 介護納付金分(40歳以上65歳未満)	1.11%	7,200円	4,800円	17万円

2. 未就学児の保険税を軽減します(申請不要)

子育て世帯の経済的負担の観点から、国の基準に基づき、未就学児(小学校入学前の子ども)に対して「均等割額」を5割軽減します。

※すでに2割・5割・7割軽減されている世帯は、軽減後の均等割額を減免します。

3. 国民健康保険税の通知を7月に郵送します

通知が届いたら納期限および納付方法を必ず確認してください。

特別徴収(年金天引)

世帯内の国保加入者全員が65歳以上で一定の要件を満たす人が対象

※今まで特別徴収の世帯であっても、次に当てはまる場合は普通徴収に切り替わります。

①世帯構成の変更や所得額の増減がある場合

②世帯員の中で今年度中に75歳(後期高齢者医療制度の加入者)になる人がいる場合

普通徴収(納付書(金融機関・コンビニ・スマホ決済アプリ)／口座振替)

・12カ月分(4月～翌年3月)を年9回(7月～翌年3月)で納めてください。

・納期限を過ぎた納付書の支払いは金融機関、市役所のみで取り扱います。

・コンビニ店頭では、スマホ決済アプリを利用した支払いはできません。

4. 令和4年度新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免について

詳細が決まり次第お知らせします。

■国民健康保険の保険証の更新について

保険証を一斉更新します

現在使用している被保険者証(兼高齢受給者証)の有効期限は、令和4年7月31日です。

新しい保険証を7月中旬までに世帯加入者分をまとめて世帯主宛てに簡易書留郵便で送付します。有効期限は、原則令和5年7月31日です。新しい保険証が届いたら、現在使用している保険証は8月1日以降に破棄してください。

※次の更新までに75歳になる人の有効期限は、誕生日の前日までです。

※次の更新までに70歳になる人の有効期限は、誕生日の属する月の末日(誕生日が1日の人は前月末日)までです。誕生月の中旬に、負担割合が記載された保険証を改めて郵送します。

■所得の申告について

保険税は前年所得に基づいて所得割の算定や軽減判定、自己負担限度額の判定を行います。国保加入者(国保に加入していない擬主も含む)は、毎年必ず所得の申告をしてください。

※税法上の扶養親族、老齢年金受給者、年末調整を受けた人などは、申告の必要はありません。

■マイナンバーカードの健康保険証利用について

令和3年10月頃から順次、医療機関や薬局などでマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。利用にあたってマイナンバーカードに事前登録が必要です。

■医療費通知書の発送回数について

確定申告で利用できる医療費通知書を12月(1～10月分)と2月(11～12月分)の年2回に分けて発送します。確定申告(医療費控除)に利用する場合は大切に保管してください。

令和4年度低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

子育て支援課 TEL22-6839

ID29779

給付額

児童1人当たり一律5万円

▶対象者

- ①令和4年4月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金を受給しており、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される人
- ③令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となった、児童扶養手当の資格要件に該当する人

▶給付手続き

- ・児童扶養手当受給者(①に該当する人) 申請は不要です。
- ・それ以外の人(②および③に該当する人) **申請が必要です。**

▶申請期限

令和5年2月28日(火)

詳しくは子育て支援課に問い合わせるか、市HPを確認してください。